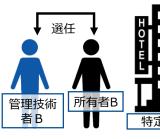


## (ケース1)

特定建築物Aの所有者Aが、特定建築物Bの管理技術者に選任されている管理技術者Bを、特定建築物Aの管理技術者として選任しようとする場合

## 新たに特定建築物Aの管理技術者として選任





法:建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)

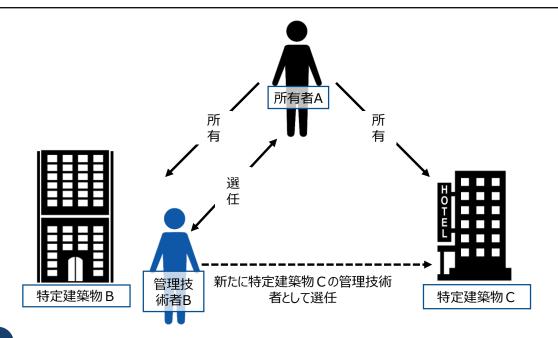
則:改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)

- 所有者Aは、管理技術者Bに対し、特定建築物Aに関する以下の情報(以下「基礎情報」という。)を提供する。
  - 特定建築物Aの基本的な情報(住所、用途、構造設備、延べ面積等)
- ・ 特定建築物Aの管理技術者として従事するのに要する時間 等
- 2 管理技術者Bは、①の基礎情報を添えて、所有者Bに兼任の申し出を行う。
- 3 所有者Bは、②の情報、特定建築物Bの維持管理状況及び特定建築物Bの管理技術者として従事するのに要する時間等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Aの管理技術者となっても、特定建築物Bの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成する(則第20条第1項第3号)。
  - ※1 所有者B以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定 建築物Bの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取する(則第5条第4項)。
  - ※2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要がある。
- 管理技術者 B は、④の基礎情報を添えて、所有者Aに④の確認書の写しを提供する。
- 6 所有者Aは、⑤の情報及び特定建築物Aの維持管理状況等を勘案し、特定建築物Aの管理技術者となっても、 業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことが確認でき、管理技術者 Bを選任することとした場合には、その 確認した結果を記載した「確認書」を作成する(則第20条第1項第3号)。
  - ※確認書の作成にあたっての留意点は、③の場合と同様であること。
- 7 所有者Aは、⑥で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。
- 8 管理技術者Bは、所有者Bに⑦の確認書の写しを提供する。
- 9 所有者A及び所有者Bは特定建築物A及び特定建築物Bについて、法第5条第1項等の規定に基づき、それぞれ所轄の保健所に届け出る。
- 所有者Aは、⑥で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を 聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること(則第20条第1項第3号)。また、⑤で所有 者Bより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

所有者Bは、③で作成した「確認書」を保存する。このとき、当該確認書を作成する際に維持管理権原者の意見を 聴取している場合は、当該意見聴取した結果も併せて保存すること(則第20条第1項第3号)。このとき、②及 び®で所有者Aより提供された書面と併せて保存することが望ましい。

## (ケース2)

所有者Aが特定建築物Bの管理技術者として現に選任している管理技術者Bを、自らが所有する別の特定建築物Cの管理技術者として、新たに選任しようとする場合



所有者Aは、

- 特定建築物B及び特定建築物Cの維持管理状況
- ・ 特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者として従事するのに要する時間

等を勘案し、管理技術者Bが新たに特定建築物Cの管理技術者となっても、特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者の業務に支障がないかどうかを確認する。支障がないことを確認できた場合には、その確認した結果を記載した「確認書」を作成・保存する(則第20条第1項第3号)。

- ※1 所有者A以外に維持管理権原者がいる場合、上記の情報を当該維持管理権原者に提供した上で「特定建築物B及び特定建築物Cの管理技術者としての業務に支障がないか」について意見を聴取し、その意見聴取した結果は、所有者Aが作成する書面と一緒に保存すること(則第5条第4項、第20条第1項第3号)。
- ※ 2 管理技術者が管理技術者以外の業務もある場合、当該業務に従事する時間も勘案する必要があること。
- 2 所有者Aは、①で作成した確認書の写しを管理技術者Bに手交する。
- 所有者Aは特定建築物B及び特定建築物Cについて、法第5条第1項等の規定に基づき、それぞれ 所轄の保健所に届け出る。